

2013年4月4日

各位

みずほ信託銀行株式会社

「教育資金贈与信託」の取扱開始について

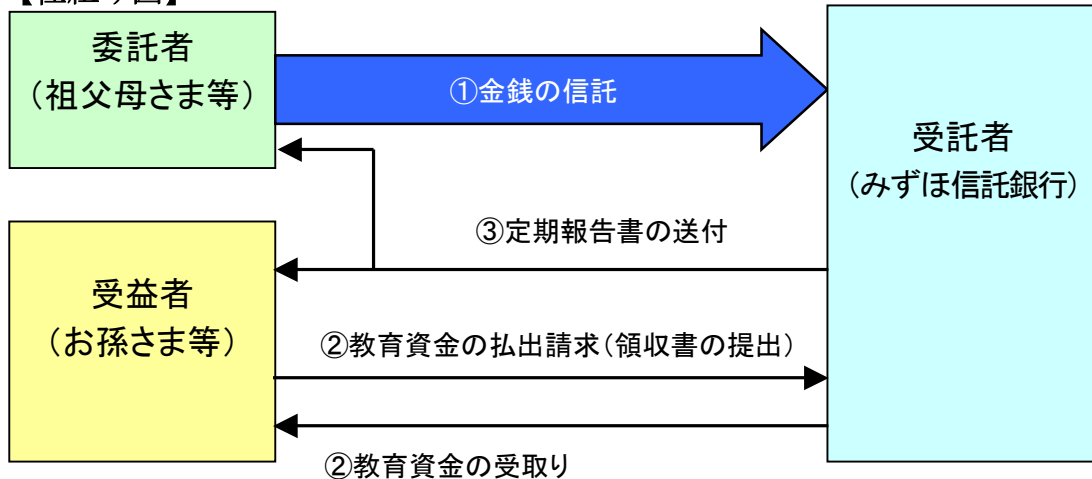
みずほ信託銀行株式会社（取締役社長：中野 武夫）は、2013年4月5日より、「教育資金贈与信託」の取り扱いを開始いたします。

本商品は、平成25年度税制改正によって創設された制度に基づくものであり、祖父母さま等がお孫さま等へ教育資金として贈与される金銭について、一定の要件のもと「教育資金贈与信託」として信託することで、贈与税が非課税となるものです。

本商品は、受益者（お孫さま等）の将来の教育資金としてお預かりする金銭について、元本保証のある指定金銭信託（一般口）で運用・管理しつつ、受益者（お孫さま等）からの教育資金の払出請求に基づいてお支払いしていく信託商品です。

今後もみずほ信託銀行では、資産承継にかかるお客さまの多様なニーズにお応えする信託商品の開発に積極的に取り組んでまいります。

【仕組み図】



- ① 委託者（祖父母さま等）は、受益者（お孫さま等）の教育資金として贈与する金銭を当行に信託します。
- ② 受益者（お孫さま等）は、当行に学校等への教育資金の支払いにかかる領収書の提出及び教育資金の払出請求を行い、教育資金を受取ります。
- ③ 当行は、信託期間中の教育資金の払出状況等について、受益者（お孫さま等）及び委託者（祖父母さま等）に、定期報告書を送付します。

以上

【商品概要】

対象	<p>受益者：個人のお客さまで30歳未満の方</p> <p>委託者：受益者の直系尊属にあられる方</p>
信託の目的	<p>信託された金銭について、受益者の教育資金として管理することを主たる目的とします。</p>
お申込金額	<p>5,000円以上1円単位（受益者1名につき1,500万円まで）</p>
追加信託	<p>可能（但し、教育資金非課税拠出額の累計額が1,500万円を超える場合はお受けできません）</p>
信託期間	<p>受益者が30歳に達する日まで</p>
定期報告書等	<p>信託期間中における受益者による教育資金の払出状況等について、定期報告書（又は終了報告書）を委託者及び受益者に送付します。</p>
運用方法	<p>元本保証のある指定金銭信託（一般口、5年以上）で運用します。※</p> <p>※信託期間に応じて指定金銭信託（一般口、2年以上）又は同信託（一般口、1年以上）で運用する場合があります。</p>
信託報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信託設定時および信託期間中の事務・管理の報酬は、無料です。 ・ 指定金銭信託（一般口）の運用報酬として、収益計算期日（3月・9月の各25日及び信託終了日）に合同運用財産にかかる総収益から予定配当額（予定配当率と信託金の元本により計算される額）を差し引いた額をお支払いいただきます。